



平成31年1月発行

法人ニュース仙南

第52号
2019



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／会長 渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



写真：白石川から見る一目千本桜（写真／大河原町商工会提供）

主な内容

会長挨拶、功労表彰 2
特集記事「働き方改革法・中小企業が留意すべき点」... 3
平成31年度税制改正提言＜要約＞ 5

⋮
⋮
⋮
⋮
⋮

事業報告、お知らせコーナー 7
税務署だより 14

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございませう。

会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業運営にご協力、ご支援いただき、厚くお礼申し上げます。

新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

我が国の経済は、基調としては概ね堅調な景気回復が続いているところですが、2019年は消費税の増税に伴う景気の腰折れや、少子高齢化による社会保障費の増、人口減少による労働力の縮小化及び米国と中国の貿易摩擦等の外部環境の変動による景気悪化が懸念されるところです。一方では、消費税の増税に伴う景気刺激策、翌年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた環境整備や、災害に強い国づくりに向けて今後3年間の期間で国土強靱化の対策として道路・橋・堤防・鉄道等

のインフラ整備等により、景気回復の波をさらに継続する取組みが実施されるものと思われる。

また、身近なところを目を向けてみると、「東日本大震災(2011.3.11)」の復興は2020年度までの10年間と定められており、既に5年の「集中復興期間」が過ぎ、現在は「復興・創生期間」に移行し総仕上げの段階となっています。「復興・創生期間」においては、住まいの再建、復興まちづくり、インフラ整備等に取り組んでいるところですが1日も早い復興を願うところです。

さて、当会の活動につきましては、一、〇〇〇余名の会員により、公益社団法人として、前年に引き続き、改正税法説明会や租税教室等の開催による「税に関する知識の普及・納税意識の高揚」を始め、経営セミナー・研修会等の開催による「中小企業の経営支援」、わんぱく相撲

大会の開催による青少年育成や恵まれない子供達への生活物資の提供等による社会的弱者支援等「社会貢献活動」の3本柱を中心に、地域に密着した活動を積極的に展開してまいり所存です。特に今年は、「働き方改革」による労働基準法が改正となり4月から施行されること、消費税の増税に伴う軽減税率の導入が10月から予定されることから、会員事業所においては、円滑な移行ができるように積極的に取り組みを展開してまいります。

最後になりましたが、当会の喫緊の課題の一つに会員増強があります。会員数は、平成11年度以降減少傾向となっており、今後、広く法人会活動を世の中にアピールし、充実した活動を行うためにも、1人でも多くの会員を増やして参りたいと考えております。つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されたいとお知り合いの非会員の方々に、法人会への加入勧奨を様々な機会を通して実施していただくようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

三氏が表彰の栄誉に輝く

大河原税務署長納税表彰

理事 櫻井 俊寛氏
副会長 梅津 政志氏



国税庁長官納税表彰

会長 渡邊 大助氏



◆大河原税務署長納税表彰

副会長 梅津 政志氏
理事 櫻井 俊寛氏

◆国税庁長官納税表彰

会長 渡邊 大助氏

(肩書は現役職・敬称略)
申告納税制度の普及発展に努め、納税意識高揚の推進活動に貢献に対して、国税庁長官及び大河原税務署長より表彰状が授与されました。
国税庁長官表彰については「三田共用会議所において、大河原税務署長表彰については「ララ・さくら」において11月12日執り行われました。

謹賀新年

会長

渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

筆頭副会長

村上 睦夫(白石)

(株)朝天堂

副会長

四電 均(白石)

(株)ホテルいづみや

久保内忠男(角田)

(有)久保内電気工業所

大沼 毅彦(柴田)

(株)サカモト

櫻井 淳一(大河原)

朝日工業(株)

佐藤 義信(蔵王)

丸山(株)

春日部泰昭(丸森)

(株)春日部組

鈴木 正司(川崎)

(有)鈴木設備工業所

大沼 克巳(村田)

オオヌマ(株)

梅津 政志(七ヶ宿)

(有)クリキク七ヶ宿



働き方改革法が成立、施行へ！

特定社会保険労務士 小島信一

変動する実務で中小企業が留意すべき点とは

●働き方改革法案が成立

本年6月29日、残業時間の上限規制や年次有給休暇の強制付与、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を解消する「同一労働同一賃金」などを定めた、働き方改革関連法案が成立しました（公布日・平成30年7月6日）。

今後、順次法律が施行されていくことになり、企業は実務対応を求められるようになります。本稿では、主に中小企業に関連した項目に絞って解説していきます。

残業時間の上限規制 （中小企業は平成32年4月1日施行）

労働基準法は、労働時間の長さについて規制しており、法定時間を超えて労働者を働かすことはできません。この時間は、原則1週

40時間、1日8時間となっています。

ところが、労使協定を結べば、残業は理論上、青天井で、制限がないことが問題視されていました。

そして、このことが過労死や過労自殺の温床となっているという指摘もありました。

そこで、改正法では法36条に残業の上限時間を明記しました。このことが、法施行70年来の大改正と言われるゆえんです。

今後、残業の限度時間は1か月45時間、1年について360時間となります。

この限度時間は、今まで厚生労働省からの告示で示されていたのですが、法律本文に明記されるようになり、改正労働基準法第36条第4項）。

法律に明記されたことにより、守られない場合は、

6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処されることとなります。

なお、1年単位の変形労働時間制を採用している会社は、この時間がさらに短く、1か月42時間、1年320時間となることに留意して下さい。

ただし、例外もあります。

通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により、臨時に必要がある場合に限り、休日労働を含み1か月100時間、1年720時間まで残業をさせることができます。ただ、この場合には、平均で1か月80時間を超えることができません。

また、業種による猶予措置として、自動車運搬業務・建設事業・砂糖製造業・医師等については、5年間の猶予があります。

これらの業種については、

限度時間についても一般とは異なる時間が予定されています（ただし、最終的にはすべての業種で同一基準となる予定です）。

このように、残業規制が法律上明記されたことにより、会社は定時で仕事が終わるよう業務の見直しが必要となるでしょうし、今まで以上に、時間の把握が必要になります。

業種によっては、恒常的に人手不足が続く、休日出勤が常態化しているケースも見られますが、法施行までに何等かの対策が必要です。

なお、残業させる場合の手続きについては、従来どおり、協定を労使で結んで行うという枠組みの変更はありませんが、協定の本身に若干変更があることに留意して下さい。

月60時間超の残業には50%増の割増賃金（平成35年4月1日施行）

法定労働時間を超えて就労させた場合、割増賃金の支払いが必要です。現在、1日8時間、1週40時間を超えた分については、25%の割増率となっています。ただし、月60時間を超えた分については、50%増しと厳しくなっています。

これは、前回の改正により決まったことですが、中小企業は猶予されてきました。今回の改正では、いよいよこの猶予規定を撤廃することとし、中小企業に対しても月60時間を超える残業については、50%の割増が義務付けられます。

先の時間外規制を守れていれば問題ありませんが、建設業や運輸業などでは、該当するケースが出てくるかもしれません。

年次有給休暇の強制付与（平成31年4月1日施行）

改正労働基準法第39条の

条の第7項は、有給休暇の強制付与について規定しています。

つまり、10日以上年次有給休暇を保持している者に対して、5日については労働者ごとに、その時季を決めて与えなくてはならないのです。もちろん、60歳超の嘱託社員やアルバイトやパートタイマーも対象です。

これは強制なので、労働者が拒んだとしても、付与しなくてはいけなくなりま

す。ただし、労働者に時季指定して付与した日数と計画付与をしている日数については、5日から除くことができます。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金分を新たに支払うことが要請されます。

何時間分払うのか、毎日の所定時間が変わるようなパートやアルバイトに対しては賃金の計算方法等をあらかじめ決めておくことが求められます。

労働時間の状況把握 義務（平成31年4月 1日施行）

今後、産業界の機能強化が期待されることを踏まえ、労働安全衛生法により、使用者による労働時間の把握義務が法定化されました。

改正労働法第66条の8の3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならぬ」と定められています。

具体的な把握方法は、省令を待つこととなりますが、使用者による現認や客観的な方法によることを原則とする、などとなります。

不合理な格差是正（中 小企業は平成33年4 月1日）

この改正が一番重要で、メインになりそうです。

正規と非正規の格差をなくすための改正で、今までの労働契約法第20条を削除

し、新パート法に統合しています。

なお、パート労働法は名称が変わり、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パート・有期雇用労働者法」といいます）になりました。

これからは、この法律で、有期契約社員とパート社員をまとめて保護していこうという流れになります。

ここで注目したいのが、新パート・有期雇用労働者法第8条で定めた「不合理な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・嘱託社員・パートタイマー・アルバイトなどと待遇差をつける場合の留意点について、包括的に規定しています。

労働条件は、賃金・労働時間などいろいろありますが、その「それぞれ」について、待遇の適正差異・廃止を検討することが求められます。

労働条件は、企業ごといろいろな考えがあるため、

答えは一律ではありません。

なお、待遇差を考慮する上で、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（この2つを併せて「職務の内容」といいます）、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情の3要素を企業ごと考慮することになります。

どうした場合が不合理に当たるとか、については先行して発出された「ガイドライン」があるので、それを参照していきます。

最近新聞等でパートにも賞与を払うことにした、などと報道されているのは、このためです。ガイドラインを見ますと、例えば、賞与について次のような記述があります。

同一労働同一賃金ガイドライン案（平成28年12月20日）より
抜粋

賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者との貢

献である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

通常、賞与は貢献に応じて支払われるため、原則的にはパートタイマーや嘱託にも賞与の支給が求められることとなります。

したがって、現就業規則の見直しが必要になってきます。

●おわりに

働き方改革法案の一番のキモは、不合理な待遇差の禁止になると思われます。

法律は、各社でいろいろな紛争が予定されることを見込んで「行政型ADR」を整備するとしています。インパクトのある改正ですが、十分な準備をしなければなりません。

（平成30年7月20日記）

平成31年度税制改正提言

山田白石市長及び志村白石市議会議長へ当会税制委員長佐藤義信(副会長)より「平成31年度税制改正に関する提言書」を交付(平成30年11月27日)

山田裕一白石市長へ
税制改正を提言

志村 新一郎市議会議長へ
税制改正を提言



法人会は平成31年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声の実現に向けたオピニオン活動を展開しております。多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

1. 財政健全化に向けて

政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019

年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保

除料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、

- 国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き

下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。

このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

また、昭和56年以来、80

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。

また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

0万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継

税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対して適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

平成30年8月～12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事業	会議等
8	(4) 丸森支部/税のPR活動(齋理幻夜) (14) 角田支部/税のPR活動(かくだふるさと夏祭り)	(29) 第2回理事会 (含: 合同委員会・福利厚生連協)
9	●会員増強特別期間(9～12月) (18) 親善ゴルフ大会 (27) 改正税法説明会 (29) 白石/税のPR活動(沢端川 川干し清掃)	(13) 支部事務担当者会議
10	(11) 租税教室講師研修会/青年・女性部会 ・各支部/税のPR活動 (21) 柴田 (21) 大河原 (20.21) 蔵王 (21) 川崎 (12～14) 村田 (23) 中小企業会計啓発・普及セミナー	
11	《税を考える週間: 11～17日》 (6) 川崎支部/経営セミナー (消費税軽減税率制度のポイント) (7) 新設法人説明会 (9) 女性部会/被災地復興支援 (14) 移動講演会(落語で学ぶ相続と事業税) (15) 丸森支部/経営セミナー (最適な人材募集戦略の立て方) (15.16) 年末調整説明会 (27) 税制改正要望陳情 (28) 租税教室 女性部会/金山小	(6) 広報委員会 (8～9) 全国青年の集い(岐阜大会) (12) 納税表彰式
12	(2) 青年部会/経営研修会(100年住宅を造る) (6) 法人税申告等に係る説明会(下半期) (6) 蔵王支部/経営セミナー(事業承継税制) (13) 仙南ひまわり会講演会 ・租税教室 青年部会/ (10) 白石第一小、(13) 館矢間小、 (14) 大河原南小 女性部会/ (11) 桜小、(18) 富岡小、(19) 福岡小 (10) 女性部会/冬の節電啓発活動	(2) 青年部会・全体交流会
1	(29) 新春記念講演会 (30) 女性部会/絵はがき選考会等	
2	(20) 特別講演会(青年部会)	() 支部事務担当者会議
3	(1～15) 税に関する絵はがきパネル展示	() 総務委員会、組織委員会、事業委員会、厚生委員会 () 第3回理事会

1. 親会の活動状況

税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

【改正税法説明会】

- ・実施日: 平成30年9月27日
- ・場 所: 大河原税務署
- ・講 師: 大河原税務署 法人課税部門
統括調査官 富樫 昭氏
上席調査官 遠田 洋一氏
- ・参加者: 12名



【新設法人説明会】

- ・実施日: 平成30年11月7日
- ・場 所: 大河原税務署
- ・講 師: 大河原税務署 法人課税部門
上席調査官 遠田 洋一氏
- ・参加者: 11名



【法人税申告等に係る説明会】

- ・実施日：平成30年12月6日
- ・場 所：大河原税務署
- ・講 師：大河原税務署 法人課税部門
上席調査官 遠田 洋一氏
- ・参加者：10名



【年末調整・消費税軽減税率説明会】

- ・実施日：平成30年11月15日～16日
- ・場 所：ホワイトキューブ、えずこホール
- ・講 師：大河原税務署 法人課税部門
統括調査官 富樫 昭氏他
- ・参加者：485名



【中小企業会計啓発・普及セミナー】

- ・実施日：平成30年10月23日
- ・場 所：大河原町商工会
- ・講 師：公認会計士手島会計事務所代表 手島 貴弘氏
- ・テーマ：経営者が知っておくべきポイント
- ・参加者：13名



【仙南ひまわり会との共催による講演会】

- ・実施日：平成30年12月13日
- ・場 所：しんきんホール（仙南信用金庫本店）
- ・講 師：舞の海 秀平氏（大相撲解説者）
- ・テーマ：可能性への挑戦
- ・参加者：220名



【移動講演会】

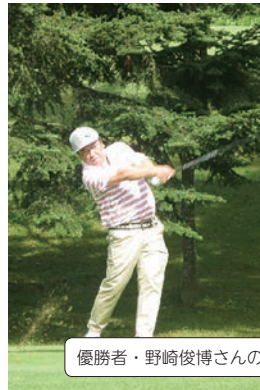
- ・実施日：平成30年11月14日
- ・場 所：まちづくりオーガ（大河原）
- ・講 師：行政書士きざき法務オフィス代表
木崎 海洋氏（こころ亭久茶）
- ・テーマ：落語で学ぶ相続・事業承継
- ・参加者：42名



異業種交流による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

・実施日：平成30年9月18日 ・場 所：東蔵王ゴルフ倶楽部 ・参加者：42人



優勝者・野崎俊博さんのスイングと表彰模様です！

2. 青年部会活動模様

【全国青年の集い・岐阜大会】

・実施日：平成30年11月8日～9日 ・場 所：岐阜県 ・参加者：池田勲部会長ほか9名
・テーマ：未来を切り開く先駆者となれ



【経営講演会】

・実施日：平成30年12月2日
・場 所：遠刈田温泉バーデン家荘
・講 師：高橋 豊（㈱高橋工務店 代表取締役）
・テーマ：100年住宅をつくる
・参加者：12名



【エコキャップ回収活動】

1年間を通して仙南エリア内の小学校等にエコキャップ回収袋を配備し、エコキャップの回収を行い二酸化酸素排出防止に取り組むとともに、その売り上げ代金を、途上国の子供達へのワクチン代として寄付を行っています。



3. 女性部会活動模様

【被災地視察復興応援・防災研修】

- ・実施日：平成30年11月9日
- ・場 所：福島県相馬エリア
- ・活動内容：被災地の防災状況の視察・研修及び被災地応援
- ・参加者：15名



東日本大震災後による被災地の復興状況を視察後、地元の特産品購入等で復興応援活動を実施。



【節電活動（いちごプロジェクト）】

- ・実施日：平成30年12月10日
- ・場 所：スーパー サン・マルシェ（川崎町）
- ・活動内容：防寒グッズ（靴下）配布



スーパーへの買い物客に対して、防寒グッズを配布し節電活動を実施。（寒い中ご苦労様でした）



青年部会・女性部会による租税教室模様

仙南エリアの小学校7校の小学6年生を対象に、税の意義や役割についてアニメやクイズ等を用いて楽しくわかりやすい租税教室を開催。併せて、1億円レプリカで「1億円重量あてクイズ」を実施。

【青年部会による租税教室】

★白石第一小学校

- ・実施日：平成30年12月10日
- ・参加者：62名



★舘矢間小学校

- ・実施日：平成30年12月13日
- ・参加者：18名



★大河原南小学校

- ・実施日：平成30年12月14日
- ・参加者：42名



【女性部会による租税教室】

★金山小学校

- ・実施日：平成30年11月28日
- ・参加者：9名



★桜小学校

- ・実施日：平成30年12月11日
- ・参加者：23名



★富岡小学校

- ・実施日：平成30年12月18日
- ・参加者：8名



★福岡小学校

- ・実施日：平成30年12月19日
- ・参加者：36名



4. 各支部における経営支援活動及び税のP R活動等

●経営支援活動

【蔵王支部】

- ・実施日：平成30年12月6日
- ・場 所：遠刈田温泉「バーデン家荘」
- ・演 題：事業承継制度
- ・講 師：大河原税務署 個人課税第一部 上席調査官 佐藤 秀和氏
- ・参加者：9名



事業承継税制の改正内容及び留意点等についてセミナーを実施。

【丸森支部】

- ・実施日：平成30年11月15日
- ・場 所：国民宿舎 あぶくま荘
- ・演 題：最適な人材募集戦略の立て方
- ・講 師：リフレッシュコミュニケーションズ 代表 吉田 幸弘 氏
- ・参加者：31名



労働者減少における人材募集戦略のポイント等についてセミナーを実施!!

【川崎支部】

- ・実施日：平成30年11月6日
- ・場 所：川崎町商工会
- ・演 題：消費税軽減税率制度のポイント
- ・講 師：公認会計士手島会計事務所 代表 手島 貴弘 氏
- ・参加者：18名



消費税軽減税率制度のポイント及び事業者支援措置についてセミナーを実施。

●税のPR活動状況

地域イベント会場に法人会コーナーを設け、税金クイズや税のPRグッズ、地域特産品の提供を行い税のPR活動を実施

【白石支部】

★《沢端川 川干し》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年9月29日
- ・場 所：白石市 沢端川



【角田支部】

★《かくだふるさと夏まつり》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年8月14日
- ・場 所：仙台銀行角田支店駐車場



【柴田支部】

★《しばた産業フィスティバル》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年10月21日
- ・場 所：船岡小学校



【大河原支部】

★《大河原町オータムフィスティバル》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年10月21日
- ・場 所：大河原町役場駐車場



【蔵王支部】

★《産業祭り》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年10月20日～21日
- ・場 所：ふるさと文化会館ございんホール



【丸森支部】

★《齋理幻夜》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年8月4日
- ・場 所：齋理屋敷前



【川崎支部】

★《川崎商工祭り》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年10月21日
- ・場 所：国道286号沿い特設会場（川崎町）



【村田支部】

★《蔵の陶器市》での税のPR活動

- ・実施日：平成30年10月12日～14日
- ・場 所：相山タクシー駐車場



5. 各種会議

【第2回理事会】

- ・実施日：平成30年8月29日
- ・場 所：和洋亭ぶざん（大河原）



各種規定の制改定及び役員改選に伴う候補者選任等について審議

【広報委員会】

- ・実施日：平成30年11月6日
- ・場 所：まちづくりオーガ（大河原）



会誌第52号発刊の日程、構成等について議論

【支部事務担当者会議】

- ・実施日：平成30年9月13日
- ・場 所：総合会館ウラ・さくら（大河原）



各種規程等の改定及び役員改選の準備等について情報共有

1. 会員加入勧奨のお願い

●法人会は「よき経営者を目指す」ための全国組織です。

「もっと積極的な経営をめざしたい！正しい税務知識を身につけたい！」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研さんを目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。

経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、まだ入会されていない事業所等がありましたら、是非ご紹介お願い致します。

●入会の特典

- ①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
- ②福利厚生制度の充実（法人会向けの各種保険の団体加入扱い、健康診断の割引制度）
- ③異業種の皆さんとの交流によるビジネスチャンスの拡大 等

2. インターネットセミナーの利用について

●法人会では、経営・人材育成・IT・労務・財務等21種のカテゴリーで850余のコンテンツを登録したインターネットセミナーを無料でご覧いただけます。

経営戦略、社員教育、自己研鑽等にご利用ください。（会員ID：h j 1219 パスワード：5372）

税理士記念日

無料相談会

税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者の皆さんたちが自分で申告書を作成できるように、相談所を開設しております。

- ◆日 時 平成31年2月22日（金）10時～15時
- ◆場 所 各税理士事務所（※相談希望の方は平成31年2月18日（月）までに事務局にご連絡下さい。）
- ◆内 容 所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談
- ◆主 催 東北税理士会大河原支部
- ◆事務局 川田正宣税理士事務所 Tel 0224-25-2561

税理士会による無料相談所とは

わが国では、納税者自らが自分の所得や税額を計算して納付する（自主申告納税制度）を採用しております。

税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。

平成30年分

確定申告



国税庁
www.nta.go.jp

ネット申告が 更に 便利になりました!

詳しくは 確定申告 検索 





スマホでも申告できます

年末調整済の給与所得が1箇所のみの方が特に便利です

申告の際には マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です
※ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

申告と納税

窓口での相談・申告書の受付は、
平成31年2月18日(月)からです。

所得税および復興特別所得税・贈与税

平成31年

3月15日(金)まで

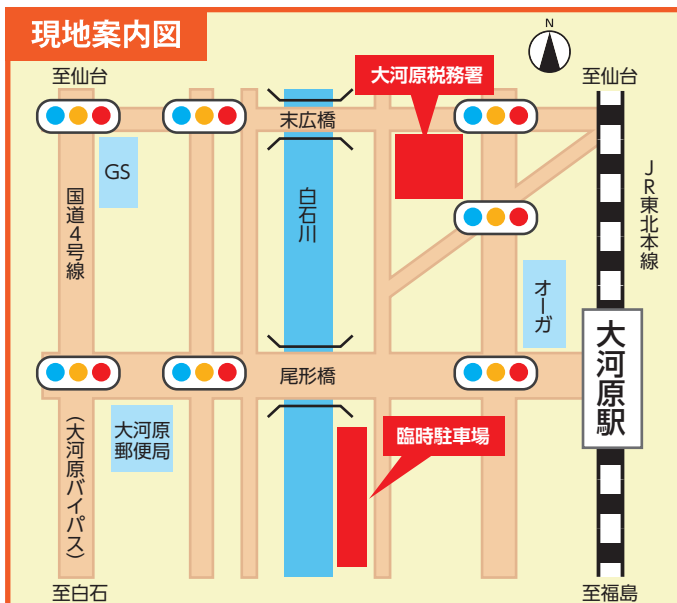
消費税および地方消費税(個人事業者)

平成31年

4月1日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

現地案内図



○申告書作成会場

大河原税務署
柴田郡大河原町大谷字末広 12-1
0224-52-2202

○設置期間

平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで
 ※土曜日・日曜日を除きます。
 ※設置期間前は申告書作成会場を設けておりません。

○開設時間

午前9時から午後4時まで
 ※提出は午後5時まで。

○留意事項

確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

申告書作成会場は大変混雑します。
ご自宅のパソコンで申告書の作成を!!

大河原税務署

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について
☐ **帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**

☐ **レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

軽減税率制度に関する情報

国税庁
ホームページ内



軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。

開催日時、場所については [軽減税率説明会](#) [検索](#)



軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター **【専用ダイヤル】0570-030-456**
 (軽減コールセンター) 《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 **【専用ダイヤル】0570-081-222**
URL <http://kzt-hojo.jp/> 《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

平成31年(2019年)1月から

いつでもどこでも**スマホ**で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

ID・パスワード方式で手続完結

- ☐ ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了!**
(ICカードリーダライタ不要)
- ☐ e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要!**
(自宅で保管する必要があります)
- ☐ **申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!**

印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
 ※ タブレット端末からもご利用いただけます。

法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に
 かかった時のそなえを確保

**Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、
 重大疾病による生存リスクから
 企業を守ります！**

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 仙南営業所/宮城県柴田郡大河原町大谷字町向126-4
 TEL 0224-51-3601



法人会のビジネスガード Business Guard Series

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	火災と地震災害に備える	フロバディガード+企業地震保険 (企業財産保険や、財物損害補償特約や地震・噴火危険補償特約等)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)	飲食料品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS (事業総合賠償責任保険)	海外進出企業向けサポートプラン	WorldRisk

AIG 損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

仙台支店

〒980-0811
 宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル
 TEL 022-726-7661 FAX 022-213-4755
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)



今年も法人会の
 福利厚生制度の普及を通じ
 会員企業とそのご家族の皆様
 に安心をお届けしてまいります
 本年も何卒
 よろしくお願い申し上げます
 平成三十一年



〈引受保険会社〉 **アフラック** 仙台総合支社
 〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**
 受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



環境に優しい植物油インキを
 使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。